

事業名：保護司会運営費補助金

福祉課 地域福祉係

政策	04 安全で快適な都市生活の充実								
施策	01 安全な暮らしの確保								
基本事業	99 施策の総合推進								
開始年度	昭和28年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	団体運営補助

事務事業の目的と成果	
対象（誰、何に対して事業を行うのか）	
江別地区保護司会	
手段（事務事業の内容、やり方）	
「江別地区保護司会運営費補助金交付要綱」に基づき、保護司会の運営に必要な下記の経費について、予算の範囲内で市長が定める額を補助する。 〈交付対象経費〉 ・事務局人件費 ・事務費 ・互助共済費 ・研修費	
意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）	
保護司会の安定的運営を図り、保護司のレベルの維持向上と活動を促進させる。	

指標・事業費の推移						
区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	保護司会構成員数	人	38	37	36	39
対象指標2						
活動指標1	補助金額	千円	682	682	682	682
活動指標2						
成果指標1	犯罪予防活動等回数（年間）	回	70	60	63	60
成果指標2	研修会参加者数	人	203	187	181	187
事業費(A)		千円	682	682	682	682
正職員人件費(B)		千円	803	802	781	782
総事業費(A+B)		千円	1,485	1,484	1,463	1,464

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	江別地区保護司会の運営費（事務局費、研修費など）の一部に対し補助金を支出。	江別地区保護司会への補助金 682千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
事業を取り巻く環境変化	
<p>保護司法（昭和25年施行）第13条に規定する保護司会として昭和28年発足。当時、市が事務局を担っていたが、昭和58年に自主的な運営を目指して独立事務局を構え現在に至っている。昨今の凶悪犯罪の増加や犯罪の低年齢化に対応すべく、家庭、学校、警察、地域住民等との連携や非行防止等に係る研修充実等が求められており、その中心的存在の保護司の役割はますます重要となっている。</p>	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
<p>妥当である</p> <p>妥当性が低い</p>	<p>理由根拠</p> <p>犯罪のない「明るい社会」の実現のため、保護観察官とともに活動する保護司の役割は極めて重要である。保護司のスキルアップに係る研修や保護司間、及び関係機関との連携を確保する事務局はその中心的存在であり、これに対する補助金の支出は妥当である。</p>
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
<p>貢献度大きい</p> <p>貢献度ふつう</p> <p>貢献度小さい</p> <p>基礎的事務事業</p>	<p>理由根拠</p> <p>保護司は、それぞれの地域で防犯活動、更生保護活動を実施するものであり、貢献度は大きい。</p>
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
<p>上がっている</p> <p>どちらかといえば上がっている</p> <p>上がらない</p>	<p>理由根拠</p> <p>保護司の仕事は大別して、地域での防犯活動と犯罪者の更生保護活動であるが、どちらも地道で継続的な活動が求められ、すぐに成果が現れるとは限らないが、保護司の活動は、犯罪を犯したものが社会で復帰するために重要な役割を担っている。保護司の活動は個々のケースがあるが、よい結果を生んでいるケースも多々あることから成果があると考える。</p>
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
<p>成果向上余地 大</p> <p>成果向上余地 中</p> <p>成果向上余地 小・なし</p>	<p>理由根拠</p> <p>保護司定数は、その地域の人口、犯罪件数等により法務省が定めるものである。日本全般の犯罪件数は減少傾向であるが、毎年行われる研修会や日頃の犯罪者への更生保護活動、年数回の街頭啓発運動の実施により、成果向上の余地がある。</p>
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありますか？	
<p>ある</p> <p>なし</p>	<p>理由根拠</p> <p>必要適正な経費と考える。</p>